

JFEテクノロジー株式会社契約約款

本約款はJFEテクノロジー株式会社(以下「JFE-TEC」という)が委託者から受託する分析・物性評価及び調査等すべての業務(以下「業務」という)を遂行するために必要な、委託者とJFE-TECとの間の基本的な合意事項につき定めるものです。

受託の範囲

第1条 JFE-TEC は本約款に定める他、第3条に定める個別契約に規定した範囲において、業務を遂行し、その結果を提供します。

(2) 個別契約で定められた期日までに試料等を提供できないときまたはその虞があるときには、委託者は速やかにJFE-TECにその旨を連絡するものとし、業務報告書の提出期日の延長等について両社協議により定めるものとします。

価格

第2条 見積書に記載した見積合計金額(消費税等は別途加算)は、見積書に記載した見積有効期限まで有効とします。

終了後の措置

第8条 JFE-TEC は業務終了後速やかに提供された試料、または返還を条件に提供された文書、写真及び機材などを委託者に返還します。返還に要する費用は原則委託者の負担とします。

個別契約

第3条 委託者はJFE-TECに業務を委託するときには見積書に基づき依頼書等を作成し、これをJFE-TECに交付します。

- (2) 業務に関する委託者とJFE-TECとの間の個別契約は、書面(メール、FAXを含む。以下本約款において同じ。)にて発注の意思が確認された時点で成立します。
- (3) 個別契約で本約款と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用されます。

(2) JFE-TECは別段の定めのない限り、業務報告書の写しを提出後5年間保管し、その他業務に関する記録等は当社品質マニュアルに基づき保管します。

支払

第4条 委託料の支払条件、方法は別段の定めのない限りは、検収翌月末までにJFE-TECの指定する銀行口座への振込みによることとします。

- (2) JFE-TECが前項の金員を支払期日までに確認できなかった場合、支払期日の翌日から支払完了日の前日までの期間について、その未払い金員に対し年6%の割合(365/年の日割計算)の遅延利息を付して請求することができます。

結果の利用等

第9条 委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害については、JFE-TECは一切責任を負いません。

- (2) JFE-TECの業務の方法もしくは報告の内容に手落ちもしくは誤りがあったときまたはJFE-TECの責に帰すべき事由による不備のときは、JFE-TECは、委託者と協議の上、JFE-TECの費用負担のもとに業務をやり直すか、委託者から支払われた委託料総額を限度額として委託者が被った損害を賠償するものとし、これ以外の責を負いません。
- (3) JFE-TECは業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

秘密保持

第5条 JFE-TECは委託者から口頭もしくは書面により開示・提供された情報、資料及び業務の結果、その他業務遂行にあたって知り得た委託者の情報であって秘密である旨を明示されて開示されたもの(但し、口頭による場合は更に、開示から30日以内にその内容を簡明に表す文書とともに秘密情報である旨が乙に通知されたものに限る)(以下総称して「秘密情報」という)について、委託者の書面による同意なしに、これらを第三者に開示、漏洩並びに業務遂行以外に使用しない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報を除くものとする。

- a. 相手方からの開示の際、既に公知、公用であったもの、または、相手方からの開示後自らの責に帰し得ない理由により公知、公用となったもの。
- b. 相手方から開示される以前に既に保有していたもの。
- c. 相手方から開示された後に、第三者から正当に開示された同内容の情報であって、且つ、当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの。
- (2) 前項の規定にかかわらず、JFE-TECが受託する分析・物性評価及び調査業務の全部もしくは一部を第三者に再委託するときには、委託者の事前の承認を得てJFE-TECは秘密情報を当該再委託先に開示する事ができます。但し、当該再委託先には、JFE-TECが前号の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
- (3) 委託者はJFE-TECから口頭もしくは書面にて開示・提供された業務の方法及び結果について、JFE-TECの書面による事前同意なしに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、(1)号但し書に該当する情報はこの限りではありません。
- (4) 本条の各規定は、個別契約が締結されたときには業務報告書提出後2年間、個別契約が締結されなかった場合にはその確定後2年間が経過するまで有効とします。

契約の解除

第10条 委託者またはJFE-TECの何れかに下記の事実の何れかが発生した場合は、相手方は当該当事者に対し、何らの催告その他の手続を要せず、ただちに履行未済の個別契約の全部または一部を解除し、あるいはその履行を一時停止することができます。この場合、相手方の損害賠償請求は妨げられないものとします。

- a. この契約及び/または個別契約の取り決めに違反した場合
- b. その振出または引受にかかる手形が不渡りになった場合
- c. 租税公課の滞納処分を受けた場合
- d. 第三者から、差押、仮差押、仮処分等強制執行または競売の申立を受けた場合
- e. 破産、会社更生、会社整理、特別清算、再生手続またはその他の裁判上の倒産処理手続の申立があった場合
- f. 解散を決議した場合
- g. その他、個別契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
- h. 暴力団員等が実質的に経営を支配するもの、暴力団員と密接な関係を有するものまたはこれらに準ずるものであることが判明した場合
- (2) 委託者またはJFE-TECの何れかが前項の各号の一に該当した場合、相手方は当該当事者に対し、何らの通知、催告を要しないで、当該当事者の相手方に対する一切の債務について期限の利益を失わせることができます。

委託者による個別契約の解除

第11条 前条の場合を除いて、書面にて発注の意思が確認された日以降に委託者の事由により個別契約の解除(取消、撤回、解約、無効等を含む。以下本条において同じ。)をする場合、JFE-TECは原則発生した費用に相当するキャンセル料を請求することができます。

不可抗力

第12条 天災地変その他JFE-TECの責に帰することのできない事由により業務の遂行が困難となったときは両者協議の上その措置を決定します。

協議事項

第13条 本約款に定めない事項及び本約款各事項の解釈に疑義の生じた場合には、その都度互議協調をもって両者協議の上決定します。

報告

第6条 JFE-TECは個別契約で定められた期日までにデータ・報告書または試料・機器等を納品します。

試料等の提供

第7条 個別契約で定められた期日までに、委託者は業務遂行に必要な情報、試料、機材等をJFE-TECに提供します。但し、JFE-TEC所定の受入基準を満たさないものについては、JFE-TECはその受領を拒否することができます。